

令和8年度 宮古島市家事お助け隊事業
訪問型サービス・活動A募集要綱

1. 事業目的

本事業は、宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業実施に関する規則に基づき在宅で日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより在宅で自立した生活の継続を推進することを目的とする。

2. 委託内容

訪問介護の生活援助の範囲内とする。（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（厚生省平成12年老計第10号通知）において示されている生活援助等）

3. 応募資格

当該事業を円滑適正に実施できる法人等で、介護保険法施行規則（平成11年厚労省第36号）第140条の69に定める基準に適合する者とする。

4. 応募方法

(1) 応募書類

- ① 宮古島市家事お助け隊事業（訪問型サービス・活動A）における応募申請書提出
- ② 応募期間：随時

(2) 提出について

- ① 提出方法
直接窓口へ持参
- ② 提出先
高齢者支援課 地域支援係

5. 委託金額及び利用料について

- ・1回あたり、1500円とする。（利用者負担分含む）
- ・事業所には管理費として1月あたり1万円を支払う

5. 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募をただちに無効とします。

- (1) 上記3の応募資格に該当しないと認められるとき。
- (2) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。

6. 問い合わせ先

宮古島市役所 高齢者支援課 地域支援係
TEL 0980-73-197